

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル 幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈むくじ〉

■巻頭言

一人ひとりの行動が勝利を呼ぶ、二〇〇〇年春闘勝利しよう! 2

「マホロバ」「みずほ」と現代社会..... 3

—「日の丸・君が代」法の底流—

ILO勧告の意義と私たちの課題(一) 5

政府はILO勧告にしたがえ! 10

—「国鉄闘争」の全面勝利解決を勝ち取る二・二十勝(北海道帯広地区)集会から—

市長リコールは「民主主義の切り札」 10

—三月末開始目標に準備すすむ—

◇交流の広場◇

たたかひの強化・再建いかに図るか 12

介護保険市民相談員養成講座(二〇〇〇年二月五日 東京社保協・全国老問研)

介護保険と介護サービス契約書について 13

—契約締結の問題点(二)—

読者からのおたより 16

刊 旬 社 会 通 信

NO. 763

二〇〇〇年三月一日号

二〇〇〇年三月二日発行

(毎月一日・二日・二日三回発行)

一人ひとりの行動が勝利を呼ぶ、二〇〇〇年春闘勝利しよう!

春闘潰しに本腰の日経連 一昨年、財界が示した方針は、日経連のブルーバードプラン（経営戦略）で明確です。「多国籍資本が世界大競争に勝ち抜かなければ、二十一世紀の日本は無い。その為には、高コスト体質の日本の構造改革が必要だ。すなわち、二千万人労働者の合理化、全労働者の雇用転換、中小零細企業、農業切り捨て、消費税アップ、その上に立って多国籍資本の世界進出を守る海外派兵、改憲は必要と言うモノです」。この状況は、現在進行している訳であり、労働者国民生活と権利をとめどなく破壊し、不況を深化させて行く。その上に立って改憲、そして大量首切り合理化の進行です。

一月十二日、二〇〇〇年春闘幕開け、日経連の今春闘に対する方針が一斉に出されました。「一律賃上げ方式は時代遅れ。それより雇用確保、雇用延長の道筋を考えるべきである」と論評し、ワークシェアリング（仕事の分かち合い）の導入も具体的に考える必要があると載せています。

昨年の主要企業の賃上げ妥結率二・二一%と過去最低。連合は、これを下げてはならないと二〇〇〇年春闘賃上げ要求基準（ベースアップ一%以上、定期昇給二%）を揃えた。企業の首切り合理化に圧倒され、働く者としての当たり前の賃上げも、企業の業績や赤字不況に影響され、資本の土俵の中に組み敷かれて行く状況を生みだしています。

政府の無策が失業者三〇〇万人 失業率は、相変わらず四・五%以上、三〇〇万人を越えています。高校、大学を卒業しても、就職口は閉ざされたままです。経済企画庁は、年頭、景気の動向に対して、明るい兆しが見えてきたと言っているが、大きな誤りです。昨年、銀行の倒産に対する公的資金（国民の税金）の導入や企業のリストラで克服したにすぎません。企業の経常利益は、過去二年で、五兆円にも昇っています。昨年、自公連立内閣が発足され、「国歌国旗法」を始め「住民台帳法」「産業再生法」「労働者派遣法」等の反動的法案が全く民意を無視して、強行採決で可決されたモノが本年に展開されます。さらには、「介護保険」「年金改悪」等、国民負担は、益々強まる一方です。これら政治の危機に対し、働く者の立場に立った政党の躍進が今日ほど大切なときはありません。

交渉方式は、昨年同様個別交渉前段での大手労使会議設定をし、準備を進めています。中小私鉄における、規制緩和、分社化問題は拡大され、賃金カットは、中小のみならず大手私鉄にも及んでいます。凄まじい首切り合理化は、私鉄においても同様であり、賃上げより雇用と言う中に閉じこめられようとしています。

全社の思想攻撃に負けない職場の団結作りを 京成資本は、昨年の一月、電車支部に対し二六六名、八月に自動車支部に三五六名、そして、本年、本社支部に五八名の人減らし合理化を連続して、かけてきました。

まさに、資本の合理化に終わりはありません。電車支部人減らし合理化は、職場の仲間との闘いで一〇〇名を撤回させました。九九春闘は、反合理化春闘として闘いました。反合理化統一闘争、そして大幅賃上げの方針は、どんな時代になっても働き続け、生き続ける為に堅持しなければならぬものです。

具体的方針―①闘う意思表示と組織内外との交流、団結腕章着用・横断板作成・ステッ

カー掲出、②何でも本音で話し合える職場作り、春闘合宿・学習会・集会・交流、③組織的統一行動と職場民主主義の徹底。スト拠点での学習討論。みんなで決めたことはみんなを守る職場の団結作り、④一人ひとりが精一杯の行動、⑤働く者の物の見方、考え方を身につける。
(私鉄労働者・K)

「マホロバ」「みずほ」と現代社会

—「日の丸・君が代」法の底流—

古事記、日本書紀

私は『歴史大好き』人間です。大佛次郎『天皇の世紀』（朝日新聞社）、山川菊栄『幕末の水藩』（岩波書店）に、歴史のダイナミズムとリアリズムを教えられ、読書は『維新論』に向かいました。維新といえば松下村塾、吉田松陰です。幕藩体制末期の一八一―一九世紀は、伊勢の国・松阪の医師、本居宣長が『古事記伝』を著し『漢意（からこころ）』から「大和意（やまとこころ）」への「回天」を説きました。倭（やまと）・飛鳥・奈良時代以降忘れられ、歴史のシミのような存在だった天皇、「皇国」が本居宣長や賀茂真淵らによって国学として復権したのです。

松陰は軍学者として育てられましたが、幕府の学問の中心だった儒学ではなく、蘭学、国史を好んで読んでいます。松陰の当初の思想「尊皇攘夷（そのうじょうい）」は、この勉強に由来しています。松陰ほど歴史にもてあそばれた思想家はありません。その典型が辞世の句「わがむくろ 武蔵野の田辺に くちぬとも 忘れなほまじ 大和魂」です。

「大和魂」は、「撃ちてしまぬ」のスローガンと、「海行かば水漬く屍、陸行かば苔むす屍」の軍歌とともに八絃一字（はっこういちう）、大東亜共栄圏確立の中心イデオロギーに仕立てあげられました。それを先導したのが日章旗（日の丸）です。ちなみに、「撃ちてしまぬ」は『古事記 中つ巻』神武天皇の項にある歌謡にある一節です。注には「撃滅してしまえ」とあります。「海行かば…」は『万葉集』の伴家持の長歌に由来しています。大半は軍事氏族としてあつたからです。

「大和」とは、「大和魂」とは、「紀元節」とは、さらに日本の古代天皇の歴史とはとの問題意識をもち、『古事記』、『日本書紀』を買い求め、読み始めはしたものの、とても頭には入りません。ほこりを被っていた『記・紀』が、一挙に手あかまみれるようになった契機が、とつじよ勃発した「国旗国歌法」、「日の丸・君が代」法制化です。「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と第一章第一条に書き込んだ、『大日本帝国憲法』下の政府ですら、日の丸・君が代を国旗や国歌とする法律はつくっていないのです。今なぜ「日の丸・君が代」法制化か、議会制民主主義・国民主権の日本で、なぜ「天皇復権」なのか、総保守は平和憲法に代わる国民統合策に、なにを考えているのかとの問題意識です。

現代の教育勅語Ⅱ学習指導要領

日の丸・君が代でこれまで日常生活をかき乱されてきたのが、卒・入学式にかかわる教師、子ども・学生たちでした。これを指導するのが文部省、その具体化が『学習指導要領』という現代の『教育勅語』です。一九九八年版の『小学校学習指導要領』は、「日の丸・

君が代」のみでなく、歴史教育、天皇についてさまざまに工夫がこらされています。

「天皇」については、(1) 大和朝廷による国土の統一の様子について理解すること。その際、神話・伝承を調べて、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと、(2) 天皇を中心とした政治が確立していったことを理解すること、(3) 日本国憲法には国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務を調べて、それらは国家や国民生活の基本であることを理解することがあげられ、取り上げ、教えなければならぬ天皇として、中大兄皇子(天智天皇)、聖務天皇、明治天皇の三人の名があります。

次に歴史教育については(1) 神話・伝承については、古事記、日本書紀、風土記などの中から適切なものを取り上げること、(2) 国民の祝日に関心をもち、その意義を考えさせるよう配慮することがあげられます。日本の祝日は元旦、成人の日、建国記念の日(二月十一日)、春分の日、みどりの日(昭和天皇の誕生日)、憲法記念日、国民の休日、子どもの日、海の日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日(十二月二三日)の一五回あります。「記・紀」「天皇」にかかわる休日は建国記念の日(二月十一日)、みどりの日(昭和天皇誕生日)、天皇誕生日(十二月二三日)の三つです。見逃すことができないのは「国民の祝日」に天皇家が宣伝部隊となり、全国を行脚(あんぎゃ)することです。「みどりの日」「元旦」はその際たるものです。

さらに、「日の丸・君が代」については「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」とあります。

一九四八年、紀元節は廃止されました。しかし五一年に吉田茂首相が復活の意向を示して以降、復活運動が展開され、一九六六年に「建国記念の日」が定められ、紀元節が復活したという経緯があります。文化の日といえは文化勲章授与だけがジャーナリズムをにぎわすのですが、その文化勲章は一九三七年、第二次大戦前の天皇制を「国体」という名で最高にまで高めた「国体の本義」(天皇制国家の法制化)制定と時を同じくして設けられていることにも注意が払われなければなりません。

宮崎に行くとき昭和の軍拡・ファシズム政治の象徴だった「八紘一宇の塔」がそのまま「平和の塔」と名をかえて異様な姿を屹立させています。宮崎、鹿児島では「天降り神話」、高千穂の峰の本家争いがいぜん続けられています。全国を旅して驚かされるのは「マホロバ」との言葉がふえていることです。たとえば「マホロバ・マリーンズ」、「まほろばの里」というようにです。ある時、「マホロバ」ってなんだとなりました。結論は「ふるさとみたいなもの」との意味だろうと。国語辞典には載っておらず、広辞苑には「ふるさと」とあります。

「まほろば」ってなんだとの問題意識をもちつつ「記・紀」をながめていますと、出てきます。『古事記 中つ巻』、景行天皇の条です。倭健(ヤマトタケル)の名はだれもご存じと思われまふ。漫画・劇画にたびたび登場させられ、若者にも人気を博したからです。倭健は景行に命ぜられ熊襲(クマノ・九州地方)、出雲、東国平定に秋津島瑞穂国(あきつしまみずほのくに・古代の日本の名称)を遠征します。伊勢の国・能煩野(のほの・三重県鈴鹿郡)で「思国歌(くにしのひうた)」に「マホロバ」がでています。

倭(やまと)は 国のまほろば たたなづく青壇 山隠れる 倭し 美(うるは)し

角川文庫版『古事記』では「まほろば」にもっとすぐれたところ」と注釈しています。
「みづほ」銀行にビックリ

最近、さらにびつくりしたことは、一、二年後に、世界最大の金融グループとなる富士銀行・第一勧業銀行・日本興業銀行の名称が「みづほ」と名付けられたことです。「みづほ」が瑞穂（みずみずしい穂）、さらには秋津島瑞穂国（あきつしまみずほ）の国が意識されていることは間違いありません。三行のおエラ方たちは「行員から募集した」と述べていましたが、たとえ一行員から出されたものであれ、日本最大、かつ世界最大の資金量をもつ巨大金融グループが、「記・紀」に新名称を求めたということは、「国旗国歌法」とかかわりがないとはいきれぬ面をもつようにも思われます。

国旗国家法制定以降、学校現場では問答無用の強制がまかりとおっているとの報告が聞かれます。それより悲惨なのは、国旗国歌法後、これまで日の丸・君が代に反対していた、掲揚あるいは斉唱しなかった学校をはじめとする諸現場で、「法律には逆らえない」、「逆らえば政府から白い眼でみられ予算を削減される」と、いい諾々と従う傾向が強まっていることです。国旗国歌法がなかった第二次世界大戦前、明治以来の政府は「御真影（ごしんえい）・天皇の写真」を置き、「教育勅語」唱和で、「国体」意識をつくってきました。今の時代、「日の丸・君が代」がこの二つに置き換えられようとしているのではないかという事です。

新たな国民統合策のまさく

時代は第二次世界大戦前とすつかり姿、形を変えました。しかし、日本を支配するものは国家統合策のため、かつての日本の歴史と伝統に思いをはせ国家主義の傾向を強めていくのではないのでしょうか。したがって、今、私たちにとって重要なことは歴史を大事にすることです。大事にするためにはまず知らねばなりません。次号以降、こういう視点から現代日本の政治について考えてみます。
(滝野 忠)

I L O 勧告の意義と私たちの課題 (一)

一、はじめに

国鉄闘争は今日（二月一六日）で一四年目に入る。地労委・中労委の「勝利命令」以来、国鉄闘争は東京地裁の不当判決で「向かい風」の時代にあった。しかし、一四年目を目前にした昨年十一月一八日のILO（国際労働機関）報告書で新たな段階、「追い風」の時代となった。

それは「国鉄新聞」（二〇〇〇年一月一日号）の高橋委員長長の「巻頭文」、①ILO勧告は、私たちが政府やJRに求めてきた主張が受け入れられたものであり、これをいかす努力が必要。②全員解雇・新規採用の国鉄方式が広がっている今日、ILO勧告は国鉄改革法をタテに使用者責任を免れようとするJRに打撃となるだけでなく、リストラの名による権利破壊に立ち向かう全労働者に大きな励ましとなる。③政府はILO勧告を尊重し、

政府の責任で解決内容の協議に無条件にすみやかに応じるよう、政府・政党・J Rに呼びかけたい、と述べていることに明らかだ。

とりわけ重要なのは第二項だ。この点をおさえ今、必要かつ重要なことは、国鉄闘争にかかわる者と、グローバリズム・世界大競争の中で悲痛なウメキ声をあげている六〇〇〇万労働者・勤労者がILO勧告の意義を「わが物」とし、労働運動の再生に全力を尽くすことである。以下、ILOとは何か、ILO勧告の意義について、配布されている資料を中心に、考えてみたい。

二、ILOとは何か

ILOとは国際労働機関 (International Labour Organization) の略記であり、その歴史は、一九一九年に遡る。第一次世界大戦の終了後決定された、ベルサイユ条約によって創設。労働条件の改善と社会福祉の向上を求める国際機関で、国際連盟 (一九二〇～一九三九) の下で独立の機関として活動し、一九四六年十二月、第一回国連総会で国連の初の特設機関となった。

ILOの目的は国際労働機関憲章 (一九四六年一〇月九日採択) に定められており、現時点で重要なことは、①あらゆる国・地域の労働者のための社会正義を推進し、これを基礎とした恒久平和の確立、②とりわけ、重要な意義を付せられているのが、「中核的労働基準」で、具体的には、i 結社の自由および団体交渉権の効果的承認、ii すべての強制労働の廃止、iii 児童労働の効果的廃止、iv 雇用・職業における差別の排除、の四つである。③ILOは第八六回総会 (一九九八年) で、上記四つの「中核的労働基準」について、「基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択し、「すべてのILO加盟国は、これらの原則および権利に関する条約を批准していない場合でも、ILOに加盟しているという事実により、誠実かつILO憲章に従い、この原則及び権利を尊重し、促進し、実現する責務を負う」と宣言している。

現在、加盟国は一七七カ国。日本は一九五一年十一月に再加盟した、というのは第二次大戦時、ファッショ勢力と同盟した日本は脱退したからである。

三、国労は一九九八年一〇月十二日ILOに何を申し立てたのか

国労がILOに提訴したのは九八年十月十二日、提訴の主な論点は次の三点であった。

①採用にあたって組合所属を理由とする差別があった。それは不当労働行為であり、是正されねばならない。

②労働委員会の結論を裁判所が否定することは、日本政府がILO条約を批准した際の見解を否定したものである。

③したがって、日本政府はILO八七号、九八号条約に違反している。

こうして、国労はILOが日本政府に、ILOの最重要課題である両条約の批准によって受諾した義務を完全に履行していないことを指摘し、(団結権の侵害が) 緊急状態にあるものとして、その義務の誠実かつ迅速な履行を要求する、としたのである。

ILO八七号条約 次に検証を要するのが、ILO九七・九八号条約とは何かである。ILO八七号条約は、「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」で、①日本は一九六五

年に批准、②その内容は第一部：結社の自由、第二部：団結権の保護からなるこの条約の中心は第三条、第十条で、その全文はこうである。

第三条 公の機関は、この権利（結社の自由）を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるいかなる干渉をも差し控えなければならない

第十一条 この条約の適用を受けるILOの各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使できることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

ILO九八号条約 ILO九八号条約は「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」で、①日本は一九五四年に批准、②その内容は一六条からなり、中心条項は次の二つである。

第1条 1、労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。

2、前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。

①労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とする。

②組合員であるという理由又は労働時間外にもしくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他の者に不利益な取り扱いをすること。

第3条 前各条に定める団結権の尊重を確保するため、必要がある場合には、国内事情に適する機関を設けなければならない。

ILOは両条約で、「結社の自由」と「団結権の保護」、つまり、「反組合的な差別」を禁止しており、国労は国鉄改革法で、約一万名の国労組合員が採用を拒否され、一〇四七人が解雇されたことに、ILO両条約に違反すると訴えたのである。

四、ILO報告書（結社の自由委員会の結論と勧告）

これへのILOの調査結果が今回の報告書で、「結論」と「勧告」で、構成される。報告書の「結論」は、「勧告」より、より具体的で内容に富み、生活を反映している。したがって、「結論」についての理解を深めることが大事である。報告書の構成は、「結論」の内容は第二六五項で国労・全動労の申し立て要約をし、結論の二六六、二六七、二六八は勧告のa、b、cに対応し、二六九、二七〇は勧告のdに対応している。

結論の内容 まず、「結論」の内容について、ポイントをしぼり明らかにしたい。第一は、二六六項で日本政府に「追加情報の提供」を要請していることである。こういうっている。

「①委員会は、採用時に差別（とそれに引き続く失職）があったという申し立てが国鉄の民営化の状況の中で生じていることに留意する。

②委員会は、労働組合に対する差別もしくは介入を生じている場合に限り（これは九八号条約第一条に相当・滝野）、委員会は審査を行なうことができると考えている。」

こうした認識のもと、一〇四七人問題をILOが審査し、結論し、勧告を出したことは、JRに団結権を侵害する「差別・介入」があったことを示したものと考えられる。

さらに委員会は次のように続ける

「①委員会は、七六〇〇人がJ Rの採用を拒否されて清算事業団に異動し、九〇年四月に一〇四七人が解雇されたという申し立てを政府が否定していないことを留意する。」

②J R各社が拒否した理由に関して十分な認識にもとづいた結論が出せるよう、委員会は、日本政府に対し、この点について追加情報を提供するよう要請する。」

ここにいたれば、「誤りなき」結論を得るため、日本政府に「追加情報の提供」を求めていることは明らかである。

第二は、二六七項で日本政府に一〇四七人の「失業状態」の解決努力について報告を求めていることである。

「①委員会は、一〇四七人の国労及び全動労組合員の失業状態が今後しばらく続くことを遺憾に思いつつ留意する。」

ヨーロッパ、アメリカでも炭労（英）、航空管制官組合（米）等への組合弾圧は、数限りなく行なわれた。グローバルイズム、世界的大競争の激化で企業の集中・合併は嵐のようになり、労働者の生活は不安の一端をたどっている。しかし、組合破壊、団結破壊にもかかわらず、一〇四七名が団結し闘いぬいて、「結社の自由委員会」に提訴したのは、先進国では国際労働運動史上おそらく初めてのことであろう。国労の闘いがILOを揺り動かしたのである。十三年目の闘いが国際世論を味方につけたのだ。

②委員会は、日本政府に対し、当該労働者に公正な補償を保障する、当事者に満足いく解決に早急に到達するよう、J Rと申し立て組合間の交渉を積極的に奨励するよう要請する。」

ここに出てくる当該労働者に「公正な補償を保障する」との法律用語は法律用語に門外漢の我々にはむづかしい。ILOの専門家中山和久（早稲田大学名誉教授）氏は、この用語の意味について「ILO勧告報告集会（九九年十二月九日）」で次のように述べた。

「『補償』の意味について、いろんなことが言われている。この『補償』という言葉は金銭補償ととるむきもあるが、それは間違っている。ILOが『補償』と言う場合は、金銭補償だけではなく、現場復帰、それから損害賠償等々、つまり被害を受けた労働者に対してすべてを使う措置を取れという意味で、当該労働者に公正な補償を確保するような結論に到達するようやれと言っているわけだ」

この中山教授の指摘は、すぐあとに「当事者に満足いく解決に早急に到達する」ため、政府に交渉を促進するよう求めていることにも明らかである。

「③委員会は、日本政府がこの点に関する進展（前記②の項）について引き続き報告するよう要請する。」

第三は、二六八項で日本は団結権を保護し、裁判を受ける権利はあるとの政府の主張に委員会は「留意」する、としながら、二六九項で、裁判のあり方と「迅速な審査の必要」を強調していることだ。この項のポイントは二つある。第一に裁判について、政府の責任を強調していることだ。

「①委員会は、自由意志で批准した法律であり、司法機関を含むすべての国家機関が尊重しなくてはならない結社の自由に関するILO条約の適用を保障することは日本政府の責任だと考える。」

② 委員会は、言い渡される判決（国労は東京高裁、全動労は東京地裁）がILO第九八号条約（第一条がとりわけ重要）に沿ったものなることを信じている。」

さらに「迅速な審査」についてこうつづけられる

「① 委員会は、必要な救済が真に効果的となるよう、ILO第九八号条約に反する反組合差別案件は迅速に審査される必要があることを強調する。」

ここでの「反組合差別案件」との指摘はきわめて重要と考えられる。

「② 反組合差別案件の審査の重大な遅延、特に企業によって解雇された組合指導者（又は組合員）の復職に関する手続きの長期の遅れは、社会正義否定であり、その結果、関係者の労働組合権が否定されることになる。」

さらに、地労委・中労委の救済命令にも、次のようにふれている。

「① 委員会は、本件では、すでに一八の地方労働委員会同様、中央労働委員会が発出した救済命令に対して繰り返し提訴が行われた結果、救済命令が停止されているために、国労及び全動労組合員に関しての手続きが大幅に遅れていることについて、懸念をもって留意する。② この点に関する委員会の見解は、最高裁まで持ち込まれた場合、審理が終了するまでに更に一〇年を要するであろうという申立人（国労）の主張によって裏付けられた。」

こうした「結論」にもとづいて、「勧告」が出され、その勧告の内容は次の四点である。「勧告」のポイント ① 追加情報の提供—これがどういう意味をもっているかは、「結論」における内容に明らかである。

② 委員会は、日本政府に対し、当該労働者に公正な補償を保障する、当事者に満足のいく解決に早急に到達するよう、JRと申し立て組合間の交渉を積極的に奨励するよう要請する。

③ 委員会は、国労及び全動労組合員の解雇に関する裁判所の判決がILO第九八号条約に沿ったものなることを信じている。

④ わかりにくいのは（a）項の「新民事訴訟法」についてである。これは、結論の二七〇項の後半部にてでくる。しかし、ここでも—「ILO第九八号条約に反する反組合差別に関する諸案件が今後迅速に審理されることを強く期待する」と述べられていることによつて、ILOが日本政府の「言い逃れ」「目つぶし」「ごまかし」を決して容赦していないことを読み取れるのではないか。

「報告書の意義」 「報告書」の意義とは何か。① 政府はILOへの答弁を六ヵ月も遅らせた！。② 政府の主張を「留意」とする言論はたった二つしかない。③ しかし、その「留意」のあとに、報告は、政府と裁判所に、九八号条約に沿い早急に結論を出すことを求めている。だから、中山教授は—i 一〇〇%どころか、一五〇%の勝利、私が当初予想していたよりもはるかに内容豊かな報告が出された。ii 報告は、必要適切論で日本政府の言い逃れをほぼ完璧なまでにくつがえす見事な結論を出してくれた。iii 私たちがこの報告の内容を的確に理解して、一五〇%、二〇〇%生かす活動をこれから組んでいくことが必要である。と、結論づけるのである。

「最終報告」はどうなる 「最終報告」はどうなる。1、予想される結論（二〇〇〇年三月末）は、政府・JRの全面敗北である。2、理由はすでに述べたことによつて明らかだが、ポイントを再び述べれば、① 委員会は、くり返し、採用時に国労・動労組合員に組合

差別がおこなわれたと述べ、ILO第九八号条約に違反しているとして、②委員会は、政府に対し、一〇四七名の組合員について「復職に関する手続きの長期の遅れ」を指摘し、JRと申し立て組合間の交渉促進を要請していることである。

報告は「外交文書」である。その外交文書が「組合差別」を強烈に指摘するばかりか、「解決策」を日本政府に「示唆」することは、きわめて異例なことではないか。

③ILOは、世界でもっとも権威ある「政・労・使」で構成される機関。とりわけ「結社の自由委員会」は、「結社の自由」と「団結権」に関する事実調査と調停をおこなうしたがって、裁判所とは性格を異にする。裁判所は法律に違反したかどうかを法律論で判断するが、「結社の自由委員会」は法律論を扱うのではなく、団結権侵害の事実があったかどうか、関心事となる。

政府はILO勧告にしたがえ！

—「国鉄闘争」の全面勝利解決を勝ち取る二・一六十勝（北海道帯広地区）集会から—

「JR採用差別糾弾！政府はILO勧告に従え！ 2・16十勝総決起集会」が帯広市内の寿御苑で開かれ、三百人を越える支援者が集まり、国労闘争勝利の決意を固めた。

JR不採用を通告された二月十六日（一九八七年）に合わせ、国労支援の平和運動センター十勝ブロック協議会（村上慧議長）と「JRに人権を！国鉄闘争を勝利させる十勝連帯する会」（代表斉藤道俊弁護士など四人）が共催。主催者の村上議長は「約七千六百人が不採用になり十四年目を迎えた。世界的に重要な地位を持つILO（国際労働機関）勧告が出された。今後の闘いの力になるよう意義を受けとめよう」とあいさつした。

三津丈夫道議会議員は「ILO勧告をバネに人権と民主主義の復権を。政治でやられた事は政治で解決させよう」と激励した。

十勝連帯する会の斉藤代表は「常識あるILO勧告を最大限生かそう」と激励「連帯する会」の入会を訴えた。

池本柳次道議会議員のメッセージが代読。続いて、社会通信社の発行人の滝野忠さんが「ILO勧告の意義と私たちの課題」と題して講演。勧告の内容を詳しく説明し「勧告では国労の主張が一五〇%受け入れられた。JRに打撃だけでなく、リストラに立ち向かう全労働者を励ましている。これを追い風に国鉄闘争の勝利と労働運動の再生を」と訴えた。十勝連帯する会の勝見静男代表は「国労闘争団のスライド作成の会場カンパ」を呼びかけた。（カンパⅡ五万三六五八円が集約）決意表明の国労帯広闘争団の馬淵茂団長は「ILO勧告で、あいまいな解決をさせない気持ちが強くなった。支援の仲間の支えで、さらに闘い、必ず勝ってJRに戻る」と訴えた。

最後に「ILO勧告の意義を受けとめ、国労闘争団の納得いく解決まで支援・連帯を強める」集会決議を採択した。（国鉄闘争に連帯する会帯広地方事務所 佐野 周二）

市長リコールは「民主主義の切り札」

—三月末開始目標に準備すすむ—

「市長リコール・神戸の会」が発足 一月二二日「市長リコール・神戸の会」の結成集会が私学会館で開催され、会の正式な発足の確認と世話人・事務局を選出しました。そして、

当面の活動方針としては以下四点の方針を決めました。

①各区で「区の会」を擁立する。②署名活動は「三月三十一日開始」を目指す。③月中旬までに一万人の受任者を確保する。④会員・賛同者からカンパを募る。

「神戸空港の建設を止めさせ、形骸化している住民自治を自らのものとするために、リコール運動に共に踏み出そう」とアピールを採択し、街頭宣伝や学習会などで運動を盛り上げていくことを確認しました。

市長リコール運動提起に至る経過 一九九八年夏の住民投票運動は、神戸の住民自治の歴史上、画期的な意味をもつ運動であったといえます。

三〇万人を超える有権者の直接請求にもとづく条例案を、市議会が否決したこと、三〇万人署名の重みを受けとめず、住民投票を拒否した市長の責任も重大であり、このことは議会解散・市長解職に値する暴挙といわざるを得ません。

しかし、一九九八年十一月の市長の拒否意見・議会の条例案否決後、市民の熱い思いを活かすための有効な運動が、ただちに提起されなかったことが、残念でなりません。加えて、住民投票の会として、市長や議会の状況から、「リコールをも展望しうる三〇万人署名」という目標設定をし、事前に「引き続く運動」について協議していたにもかかわらず、会としての意志統一ができず、有効な対抗運動が打ち出されなかったことが、返す返すも残念でなりません。

長い長い論議がつづき、市議選を前にして出された結論は「住民投票の会としては、住民投票派の議員の当選を期待するが、会としての主体的な取り組みは行わず、参加している個人・団体がそれぞれに全力をあげる。また、市長解職運動については、市議選後の状況を踏まえ検討する。」というものでした。

一九九九年春の市議選においては、住民投票賛成派が多数となることをめざして、共産党・新社会党に加えて、市民派の候補者が立候補しました。結果は四議席増となりましたが、議会の力関係を変えるまでにはいたりませんでした。市議選後の議論でも、住民投票の会として意見の一致がみられず難航しましたが、一九九九年夏、「神戸空港・賛否市民投票」運動が進められることとなり、市民の自主的な投票として実施されました。

三〇万人の投票（内二〇万人が市内有権者）の九割以上の反対も、市長には無視され、また、臨時市議会での住民投票条例の議員提案も否決されました。

こうした中で、住民投票の会は、直接請求・市民投票・議員提案など『やるべき事はやった』として十一月八日休眠しました。

「神戸空港建設反対」や「市民の声に耳を傾けない市長は許せない」と怒っている市民が中心になって「市長リコール・神戸の会」（仮称）準備会が一月二十四日に作られ、議論と準備が積み上げられて二〇〇〇年一月二十二日に正式に発足しました。

空港建設が着工された今、手を拱いていれば建設は進んで行きます。神戸空港の問題や住民投票はあきらめられない、市民の意思表示を無視する市長は許せない、ということから空港をストップできる「最後の手段」・「民主主義の切札」として市長リコール運動が提起されているのです。

各「区の会」において準備活動開始 運動の進め方は、一九九八年夏の住民投票運動と同じで、受任者の事前の募集が進められています。住民自治や市長リコールについての学習

会を開催したり、神戸市政・空港建設の問題点を市民に訴え、三月中旬までに一万人の受任者を集約できるように、各「区の会」において準備活動が開始されています。

ただ、解散・総選挙が取り沙汰されていることから、法の制約で署名開始時期がずれ込むことも予想されますが、三月末開始を目標に準備活動が進められています。

どんな人も一市民としてリコール署名運動に参加することはできません。今回のリコール運動も、一昨年夏の住民投票運動と同じで、一部の公務員は受任者になることはできませんが、一市民として署名をすることや賛同カンパをするなどは自由です。

例えば、他都市に勤務している公務員が、一市民として受任者になることができると同じように、区勤務の市職員は、居住区が違えば受任者になることができます。法の制約があっても工夫すれば運動に参加することは可能ですし、一市民としての意思表示はあくまで自由です。

(H)

◇交流の広場◇

「たたかひの強化・再建いかに図るか」

新ガイドライン関連法、組織犯罪対策法、日の丸・君が代の国旗・国歌法…と、「戦争のできる国」を目指した法整備が着々と進められる一方、私たち反対勢力の弱さ、不充分さが目立っています。こうした状況を打破し、〇〇地区における「護憲・平和・人権・民主主義」の闘いを強化するためにどうすべきか……が有志の手で検討され、下記のとおり「問題提起」が示されたところです。

社民党としても真剣に考えるべき課題であり、共に論議を深めたいと思います。

問題提起

「〇〇地区の護憲・平和、人権と民主主義を強化再建していくために」

一、情勢と課題

1、戦争体制への準備は着々と進められている

①急テンポで進む法整備 Ⅱ 「戦争法」

i 「新ガイドライン法」の成立、ii 「組織犯罪対策三法案」、iii 「日の丸・君が代」
「国旗・国歌法案」の法制化の動き

②軍事演習の強化拡大（i 浜大樹揚陸訓練の拡大化、米軍の矢白別実弾訓練の定着化）

③日韓軍事訓練の実施（8月）

④教育現場への「指導」の強制化

⑤裁判所の反動化

⑥完全失業率四・九%

2、一方の反対勢力の弱さは否めない

①労働部隊の再再編が始まる

平和運動センターの「解散」↓「平和運動フォーラム」への移行

◇政治分野は「連合」Ⅱ 「民主党」基軸

②旧社会党勢力の分断と力の分散

i 民主党は主流、 ii 旧社会党員は分断

3、このままでは、○○地区で築き上げてきた財産が危ない

4、今こそ、労働者・国民が反失業・護憲擁護の闘いにスクラムを組める時期でもある

二、よって、「旧社会党」勢力の再結集が必要と考える

1、○○地区の財産を継承する組織か、「それに変わる組織」が必要ではないか

① 少なくとも社民党や新社会党の党员の中には、「何とか旧社会党勢力が固まることができないか」という思いがある。

② 旧社会党から離れていった方々を再結集する。悶もんとしている人達が多い。

③ 「組織的事情」等からやむをえず民主党に入っている方々をも抱えられる組織を考えられないものか。

2、どんな「組織」が良いのか

※二月、衆議院・参議院に設置された「憲法調査会」が活動を開始。自民、自由は憲法改悪を露骨に表明しています。九条を中心に「憲法改悪を許さない」活動が緊急の課題となっています。

介護保険市民相談員養成講座（二〇〇〇年二月五日 東京社保協・全国老問研）

介護保険と介護サービス契約書について

契約締結の問題点（二）

弁護士 高野 範城

三、契約書が意味をもつ介護サービス業者とは

（一）契約書の締結の必要性について 1、介護サービスの関係で契約書が重要な意味をもちます。厚生省は、介護サービス業者に対して利用者との間で契約書を結ぶことを義務づけてはいませんが、介護保険の契約当事者は、一人暮らしの高齢者や判断能力に難のある人が多い人であることに鑑みれば、契約書の締結は、ぜひとも業者に対し、義務づけるべきです。とりわけ、在宅介護サービス業者については、契約書が重要な意味をもちます。

在宅の介護サービス業者が問題となる理由は、今回の介護保険法の成立を「ビジネスチャンス」として福祉の分野に新規参加する業者が多いこと、さらに、実績が全くない業者が少なからず「ビジネス」のみを目的として参入し、高齢者を「くいもの」にする恐れがあるからです。さらに、在宅の介護サービス業者を利用者がお願いをする場合に、①訪問介護、②訪問看護、③訪問入浴等の複数の業者に依頼しなければならないことが多く、地域の基盤整備の状況にも異なりますが、一つの業者では、いわば用が足りないため、複数の契約書を結ばなければならないのが実情です。

2、これに対し、老人ホームや老健施設などは、社会福祉法人や医療法人であり、これまで一定の実績があり、その施設ですべてが充足するのが通例であります。のみならず、提供されるサービスの種類もあらかじめわかっているので、横だしのサービスでない限り、一通の契約書でよいのではないかと思います。

ただ、施設サービスの場合、密室になりますので、苦情処理や福祉オンブズマンなどを充実させなければ高齢者の権利保護は実現されないというべきです。ただ、施設で提供するサービスは利用者者の生活全般をみているため、必ずしも要介護の1ないし5に応じた形の介護サービスを形式的に提供できない恐れがあります。極論すれば、寝たきり状態の人は要介護度5であっても提供するサービスとか手間は少ないので、要介護度2程度のサービスしかなくても済むということが考えられます。

（二）特別養護老人ホームと契約書 1、特別養護老人ホームはこれまで措置でなされてきましたので、「契約」については、施設の職員は不慣れの人が多いのではないかと思われまます。いうまでもなく、契約はいったん結ぶと権利、義務が相互に発生します。権利、義務は、これまでの施設の職員の善意や好意のレベルとは異なります。契約どおり履行しなかったり、事故発生時には、法的

な責任が問題となりますので注意が必要です。特別養護老人ホームの契約で最も問題となると思われるのは、要介護度の1から5の別ごとに提供されるサービスの種類の量と質を明確に区分けできるかという問題があります。要介護度の1から5で支給上限が異なり、利用者負担金も異なることすれば、本来、契約書の文言のうえでも提供されるサービスも要介護度別に明確になっている必要があるといえます。しかし、要介護度を意識することなく、利用者に全体的な介助をしている施設の職員にとつて、そのような区分けをした介護サービスが現実には可能か疑問なしとしません。同じようなことは、老健施設や有料老人ホームでもいえるかと思えます。

2、施設サービスの契約書作成で問題となるものとして、介護保険施行前から老人ホームに入所している人の扱いです。この人々が五年間ホームに入られるのは、法令の定めもありますが、従前の措置の効力の延長です。各利用者は、各自自治体の措置権者の措置をつけてホームに入所しているにもかかわらず、「契約」に切り変わった瞬間から措置権者は法的責任はもちろん、事実上のつながりをホームや利用者との間でもたなくなつてよいのか、契約になつたのであるから自治体は利用者に対し責任を免れてもよいのかという問題があります。良心的な施設の側からすれば、措置した側は少なくとも五年間は契約書の立会人などになるなどして自治体は責任をもつべきだとの声があります。そうでなければ、悪い施設によつては、要介護度の低い人やお金のない人をあれこれの理由をつけて退去させようとして、結果的に契約を結ばないか、結んでも直ちに解約するなどの挙に出るのではないかと恐れているものです。措置から契約への移行といえ、考えなければならぬ問題があるといえます。

四、契約書で何が定められるべきか

(一) 介護を受ける高齢者の特徴と契約書問題 1、介護保険の対象となる高齢者は、「入浴、排泄、食事等」に介護を要する人であり、自力では寝返りができなかつたり、意思の伝達が充分にできない人々です。以上のような特徴をもつた高齢者にとつては、小さな字で書いてある契約書や民間の損害保険の約款のように、長文なものはほとんど読めないか、理解できないのが通例であると考えべきです。

2、そこで、介護サービスの契約書を作るにあつては、本文は大きな字で、最低限必要なことを記載した一〇カ条から二〇カ条程度の簡単なものにすべきです。最低限必要なこととして、①どんなサービスを、一日もしくは週あたりで何回受けられるのか、一回あたりの時間はどうか、②本人が一ヶ月に支払う利用料金は幾らか、③介護サービスを契約書どおり履行しなかつたり、事故が発生したときは、誰が責任をもつのか、④利用者本人もしくは介護サービス業者が契約を解除できる場合の要件と解除した場合に、その後利用者の介護はどのようなのか、⑤ケアマネジャーが責任をもつ事項と範囲は、そして時期はいつまでか等です。

(二) 重要事項の説明等について 1、介護サービスの本文は、前述したように一〇カ条程度であるとしても、政令、省令で定められている介護サービス業者の事業所の所在地、業務の提供体制や職員の人数、ヘルパーの一級、二級等の有無と人数などの事項については、本文とは別の重要事項説明書とするか、サービス内容説明書として別にすべきこととなります。

2、右の重要事項説明書には、法令で定められていることを明示するだけでなく、契約書では詳しく記載することができない苦情処理(例えば、苦情処理委員会と行政の苦情処理機関との関係)や秘密の厳守の方法等について詳しく記入されるべきです。業者は、介護サービス契約を結ぶにあつて、右の重要事項説明書を利用者に対して読み上げ、同意のサインを得るようすべきです。

3、介護サービス契約にしても、重要事項の説明にしても、一人暮らしの老人との契約の締結が問題となります。痴呆の有無、金銭の管理と支払いを含めて、契約書の問題で、実は最も大切にしなければならぬのは、右の一人暮らしの老人との契約をめぐる問題なのです。後日のトラブル防止を考えると、民生委員や生活支援員などの立会人その他で特別の配慮が必要といふべきです。

(三) 上乗せ、横だしの契約をめぐる 1、介護保険法では、法で定めている支給限度額を超える介護サービス(上乗せ)については、全額自己負担になります。更に、給食サービスのような介護保険法では予定していない介護サービス(横だし)についても全額自己負担となります。

2、問題となるのは、上乗せや横だしのサービスを一通の契約書に定めた方がよいのか、それとも別契約にした方がよいのかです。利用者のことを考えるならば、誤解を与えないようにするためには別契約にするのが筋ではないかと思えます。別契約にすると契約書が複数になり、署名捺印その他で面倒だという問題があります。

右のような諸々の問題を考えるならば、上乘せサービスは介護保険法と関係があるから特約条項で、横だしサービスは介護保険と関係がないので別契約にするか、別紙にすることが望ましいといえます。

3、ところで、上乘せなり横だしのサービスを一通の契約書にした場合に、問題となるのが契約の解除をめぐる問題があります。つまり、介護保険の適用となるサービスは、一割の自己負担であり、上乘せ等は全額自己負担ですので、契約の解除の方法と解除後のサービス提供中止の時期、方法も違うということが考えられるからです。具体的に述べると、①介護保険の建て前を尊重するとなれば、まず、介護保険のサービスを優先的に業者は提供する責務があるといふべきであり、これが提供された後に上乘せなどのサービスの有無、回数が問題となるといふべきです。

右の考え方によれば、利用者に負担すべき金額全額ではなく一定額の利用料の不払いがあつた場合に、まず一割の自己負担分に充当し、残りの金額があつたならば、それを上乘せ等の支払いに充当させるべきだといえます。

②前記のような考えが正しいとすれば、保険料さえ利用者が支払っていれば、介護保険のサービス業者は九割の支払いを受けることができ、一割の未払いが利用者にあつたとしても、その解除と解除後のサービス提供の中止は慎重であることが望まれます。これに対し、上乘せ等の解除は介護保険のサービスで最小限の、いわば基本サービスが受けられているのですから、上乘せ等の部分に限って直ちに解除したとしても、利用者の受ける不利益はそれほど大きくはないとみることができま

す。

(四) 秘密の厳守と苦情処理について 1、ケアマネジャーはもちろん、介護にあたるヘルパーも、より良き介護をするために利用者本人の人生の歩みや財産の金額、親戚関係などについて深く知る機会が多いといえます。いうならば、利用者の秘密を知ることが多いわけであり、この秘密が証券会社や銀行等の営利企業へ流されたならば、利用者本人は大変困ることになるのではないかと思います。

2、契約書の中に、秘密の厳守やトラブルが発生した場合の苦情処理の件が記載されるのが多いと思いますが、その違反防止と違反後の救済の実効性は非常に危ういといえます。つまり、秘密が第三者に流れてしまつても、その責任の追及が高齢者自身には難しいといふことがあります。

さらに、苦情処理にしても、介護サービス業者が小規模であつたり、苦情処理体制が十分でなかつたときに、利用者が最後までその責任を追及するのは難しいといえます。

3、そうだとすると、秘密の厳守約定処理の件については、契約で定めるよりは法令で定める方法が最も適切であるということになるのではないかと思います。いずれにしても、何もかも契約でしぼりかけるのは無理であつたり、仮にしぼりをかけても実効性がないものについては、法令で明確に定めをすべきです。

五、各地域の実情に即した契約書を

(一) 地域の実情によつて異なる契約書 1、介護サービスの契約書は、要介護状態の人数、要介護度並びに家族の介護状況の有無等によつて、在宅か施設かで異なります。また、在宅のサービスもヘルパー中心なのかデイサービスのかなどのサービスの種類が違ってきます。

2、さらに、介護サービス業者の基盤整備の状況や業者数によつても契約書のパターンや数、条項なども違ってくるといえます。

3、以上の点よりして、各地域で特色を生かした契約書をつくるべきです。

(二) 契約書づくりは弁護士会と協議を 1、現在、全国社会福祉協議会や都道府県の社会福祉協議会、そして自治体で、その地域に合致した契約書づくりが盛んです。日弁連でもモデル契約書を作成して発表することが予定されています。

2、名古屋弁護士会や横浜弁護士会では、自治体と協力してモデル契約書づくりをしています。ところで、介護保険でことさら契約書が重視されるのは、介護保険法本文で高齢者の権利擁護を定めていないからです。いうならば、高齢者が市場原理のままに弱肉強食のターゲットにさらされることによる不利益を少しでも回避することにあります。決して業者の利益を守るためではありません。ただ、そうはいつてもあまりに高齢者寄りとみられる契約書であれば、介護サービス業者はそのような契約書を使用しませんので、業者の利益について十分ふれる必要があります。いずれにしても、各地域の実情に即した契約書を、当該地域の弁護士会と協議して、最も適切、妥当な契約書をつくるべきです。

◇ 読者からのおたより ◇

人間らしく生きよう―国労冬物語 ビデオプレスでは、これまで撮りためた二〇年余の映像素材をベースに、新規取材を大幅に加えた長編ビデオドキュメンタリー「人間らしく生きよう―国労冬物語」(仮題・九〇分・完全自主作品)を作成中です。資金はなくてもこれだけはつくらねばという思いでスタートしました。作品は四月に完成し全国上映運動を展開します。貴方のところでも上映会をやっていただけませんか?そのための賛同人に協力していただけませんか。

ビデオ・プレス社 東京都板橋区向原二―二二―一七―四〇三 TEL〇三―三五三〇―八五八八
「読者の会」 お元気であちこち奔走の様子、何よりです。通信「読者の会」ニュース読ませて頂きました。頑張っている取り組みに感心させられました。こちらも多忙の日々、一日一日をこなす、という感じですが。じっくりと皆で議論する時間を持ちたいと思うこの頃です。ニュース同封しました、ご一読を。
(名寄市・佐久間 誠)

編集部より 資料、感謝。生き生きしていますね。久しぶりに「読者の会」やりましたか。

憲法学習会メニユー 第一回目(一九九一年一〇月七日)―日本国憲法の成り立ち。前文、第九章(改正)、第一〇章(最高法規)、第一章(補則)。第二回目(一九九一年十一月四日)―第一章(天皇)。第三回目(一九九一年二月初旬)―第二章(戦争の放棄)。第四回目(二〇〇〇年一月)―第三章(国民の権利及び義務)。自由権を中心に。第五回目(二〇〇〇年三月)―第四章(国会)、第五章(内閣)、第六章(司法)、第七章(財政)。第七回目(二〇〇〇年四月)―第八章(地方自治)。第八回目(二〇〇〇年五月三日予定)―まとめの集会。☆メイン講師・澤野義一さん☆テキスト・『新版 憲法読本』杉原泰雄著/岩波ジュニア新書(本体価格七四〇円) ☆参加費・各回三〇〇円 (京都・S) 編集部より すばらしいメニユー。各地のモデルになるのでは。

ダンスと労働運動 今、「社会主義」の、一九九七年一〇月号を読み終わって、滝野さんの「行政・規制緩和と政財官」部分(八頁)を切り取った。アンダーライン八五本、特に思いの重なったところに☆印三ヶ所、一、外国の物価が安いこと、五〇万の生活費でも、物価が高いだけで生活水準が高いわけではない、二、連合上層部は帝国主義的な労働運動に変質している、三、労働運動が存在しているのか、していないのかもっと深刻に考えなければ。

その事で、私は四〇歳からダンスを習い始めて今年で三四年目、机の前でワープロだけをしていると体に悪いので、今でも週三回ほど。二〇年程前に、日本で第一級の先生(女性)に学んだ事。「ダンスは形じゃないのよ、相手と見てる人の心を躍らす事なのよ」と。この事が、現在の労働運動と重なるのではないかと思うこの頃です。
(横浜・木村 哲蔵)

編集部より 「形じゃないのよ、相手と見てる人の心を躍らす事なのよ」の言葉、本当にそう。

学習会再開 国労八王子・党学校の講師を十九年余された川口武彦先生が亡くなられてほぼ一年になる。党学校では、学習の重要性・厳しさはもとより、運動を続ける為の自らの思想を磨くことなど、多くのことを示された。私たち学校関係者として、その思いを「故・川口武彦先生追悼集」(悠悠と生きる)の発刊をもってひとつのけじめとした。今後、故・川口先生の意思を引き継ぎ、古典学習会を本年(九九九年)十一月から再開した。学習会は当面、滝野忠さん(社会通信・発行人)を講師としてカール・マルクスの『共産党宣言』(岩波文庫)を行うこととした。(国労八王子・M) 編集部より 学習会、楽しみにしています。がんばりましょうよ。

自分の言葉で話すことに自信 社会通信No七六〇、国労は「覇気をもて」を読んでとても元気づけられました。大野センターの方の交流記がのっていました。交流団の方々と意見交流等をする時、話し下手な私は、自分の思いが伝えられるだろうか、伝わっているだろうかと悩むことが数多くありました。むずかしい運動論は話せないけれど、家族として夫のこと子供のこと、自分の思いなら話せる、上手じゃなくても自分の言葉で話せばいいと思うようになりました。でも内心はいつもドキドキしていました。通信を読んで、今までどおり自分の思いを伝えていけると、とても元気が出たし、自信にもなりました。

ILO勧告が出され、今、私達は署名に取り組んでいます。知人や友人に手紙を出してお願いしています。返送された署名用紙と一緒に手紙が入っていたりします。「頑張ってください」「私の署名でよかったですら役立ててください」等と書かれていたりします。とてもうれしく励みにもなります。夫達がJ.Rに復帰する事、この解決に向けてこれからも頑張ってください。(音威子府・村井恵美幸)